

### 静内水委指示第3-1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、内水面における水産動物の採捕禁止区域及び期間を次のとおり指示する。

令和3年9月28日

静岡県内水面漁場管理委員会会長 平野 國行

1 禁止区域

賀茂郡東伊豆町大川字石神栗畑887番の1地先の町道参拝橋より上流の大川川水系大川川

2 禁止期間

3月1日から10月31日まで

3 魚種

全魚種

4 指示の適用除外

静岡県漁業調整規則（昭和39年静岡県規則第39号）第47条第1項の規定により知事の許可を受けた者が採捕する場合

5 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和4年3月1日から令和4年10月31日までとする。